

**相馬農業高等学校旧飯舘校産業廃棄物処理業務委託
仕様書**

1 業務目的

福島県立相馬農業高等学校旧飯舘校は令和5年9月15日をもって本校に統合され、校舎等については令和6年度以降に外部への引渡しが検討されている。東日本大震災と原子力発電所の事故以降、旧飯舘校の校舎で教育活動は行われておらず、別途発注する委託業務において敷地内各建物の廃棄物品を仕分け、集約した上で、本業務で産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

2 委託期間

契約の日から令和6年7月31日まで

3 収集場所

福島県立相馬農業高等学校旧飯舘校
相馬郡飯舘村深谷字大森25番地ほか

4 資格要件

下記5(2)の産業廃棄物を収集運搬及び処分するに当たり、必要な種類の許可を受けていること。

5 業務内容

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等に基づき適正に収集運搬しなければならない。

(2) 委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額等は以下のとおり。

区分	予定概算数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)	備考
金属くず	23,000	kg			
廃プラスチック類	6,500	kg			
混合廃棄物	24,000	kg			
ガラスくず及び陶磁器くず	6,000	kg			
木くず	17,000	kg			
金庫	1,300	kg			
古紙類	10,000	kg			専ら物として処理
家電リサイクル費	19	台			
収集運搬車両		台			

(主な産業廃棄物)

机、椅子、ロッカー、棚、パソコン、印刷機、ソファ、ベッド、木材、家電、ピアノ、サッカーゴール、農機具等

(3) 留意事項

ア 水道、トイレは使用できないこと。

イ 本業務を遂行するに当たり、発注者は受注者へ校舎の鍵を預けることになるため、滅失、盗難、その他の事故がないよう適正に管理すること。

ウ 受注者は作業時に施設の破損等の事故発生がないよう細心の注意を払うこと。

エ パソコンやサーバー等の記憶装置を有する機器の処分に当たっては、物理破壊により記録データの復元が不可能となるように処理すること。物理破壊は細断、破碎、穿孔のいずれかで行うこと。なお、物理破壊が困難な場合には、磁気破壊又は論理破壊により記録データの復元が不可能となるように処理する。データ消去作業の際は学校担当職員が立会うこととし、後日廃棄に係る作業記録（完了証明書）と写真を提出すること。

オ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器は適正に処分した上で、発注者へ家電リサイクル券の排出者控えを提出すること。

6 現場責任者の選任及び役割

(1) 現場責任者の選任

受注者は、業務を適正に履行するため、業務従事者の中から現場責任者を選任し、業務開始前に現場責任者届（任意様式）を提出すること。

(2) 現場責任者の役割

ア 現場責任者は、作業員に業務目的、作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

イ 現場責任者は、作業員の勤務状況を把握し、業務の向上に努めること。

ウ 現場責任者は、発注者より本業務の実施状況について確認の求めがあった場合には、これに立ち会うこと。

7 業務終了報告

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6票で、処分業務については、マニフェストD票で代えることができる。

8 その他

本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議し、取り決めることとする。